

# 我が国の国際刑事裁判所（ICC）加盟と今後の課題

## ～ 国際刑事裁判所に関するローマ規程～

外交防衛委員会調査室 なかうち やすお  
中内 康夫

### 1. はじめに

国際刑事裁判所（International Criminal Court；ICC）は、集団殺害犯罪や人道に対する犯罪など最も深刻な国際犯罪を犯した個人を国際社会そのものが直接裁く史上初の常設の国際刑事裁判機関である。我が国は、設立条約である「国際刑事裁判所に関するローマ規程」（Rome Statute of the International Criminal Court、以下「ICC規程」又は単に「規程」という。）が採択された1998年の外交会議において重要な役割を果たし、規程の採択の際も賛成票を投じたが、国内法との整合性について検討を要するなどの理由から、署名期間内に署名せず、規程が発効した後もこれまで締結を見合わせていた。

そして、規程の採択から8年余り、発効から4年余りを経て、本年2月27日、「ICC規程」は、その国内実施法である「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案」（以下「ICC協力量案」又は単に「法案」という。）とともに第166回国会に提出された。

ICCの組織や活動内容の現状、ICCに対する各国の対応等については既に前号で紹介しているので<sup>1</sup>、本稿では、ICC規程の主な内容を概観した上で、規程を締結するために政府が採った国内措置を検討し、最後に我が国がICC加盟後に果たすべき役割・課題についても言及することとしたい。

### 2. ICC規程の主な内容

1998年6月15日から7月17日にかけて、ICC設立について協議するためローマで国連主催の外交会議（ローマ会議）が開催され、160か国の政府代表が参加し、多くの国際機関・非政府組織（NGO）の代表もオブザーバーとして参加した。そして会議最終日の7月17日、各国による投票が行われ、ICC規程が賛成120、反対7、棄権21で採択された。その後、各国による署名・批准の手続が開始され、規程上の発効要件である60か国以上の批准を待って、2002年7月1日、規程は発効した。その後も締約国は増え続け、本年2月現在では104か国となっている。

ICC規程は、前文と本文128の条文から成り、対象犯罪、管轄権、刑法総則、組織、捜査・公判・上訴・司法協力等の刑事手続などの規定により構成されている。

以下、規程の主な内容について、対象犯罪、管轄権及び刑事手続を中心に概観する。

#### （1）ICCの設立

この規程により常設の国際機関であるICCを設立することとし、その所在地はオランダのハーグとすると規定している（第1条、第3条）。オランダは、国際司法裁判所（ICJ）や旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）<sup>2</sup>の所在地でもあるが、ICC設立に際しその誘致を行った唯一の国であった。2002年7月の規程の発効を受け、2003年には裁判所がハーグに設置されるとともに裁判官や検察官も選出され、ICCは活動を開始した。

## (2) ICCが管轄権を有する犯罪

ICCは「国際的な関心事である最も重大な犯罪」について管轄権を有するとし(第1条) 規程はそのような犯罪として、 集団殺害犯罪、 人道に対する犯罪、 戦争犯罪、 侵略犯罪を掲げている(第5条1)。このうち侵略犯罪については、定義が定まっておらず、ICCは当面管轄権を行使しないこととなっている。

また、ローマ会議においては、国際麻薬取引やテロリズムのような国際犯罪もICCの管轄権行使の対象とするべきとの意見も出されたが、上記 から の犯罪とは犯罪の性格が大きく異なるとの指摘がなされ、時間的制約もあって、対象犯罪とはならなかった。

なお、規程は、これらの重大犯罪のほかにICCにおける裁判の運営を害する犯罪についてもICCは管轄権を有すると定めている(第70条)(「(5) 刑事手続」参照)。

### ( ) 集団殺害犯罪(第6条)

集団殺害犯罪は、1948年に採択された「集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約」(ジェノサイド条約)(我が国は未締結)によって国際法上の犯罪とされており、ローマ会議において、集団殺害犯罪をICCの対象犯罪とすることについて異論は出されなかった。その定義は、ジェノサイド条約第2条の定義がそのまま引用され、「国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもって行う」行為とされた。具体的には、集団構成員を殺害すること、集団構成員の身体又は精神に重大な害を与えること、集団の全部又は一部に身体的破壊をもたらす生活条件を課すこと、集団内部の出生を妨げる措置をとること、集団の児童を強制的に移送することである。

### ( ) 人道に対する犯罪(第7条)

人道に対する犯罪は、第2次世界大戦後、連合国がナチスのユダヤ人迫害を訴追するため、国際法上、初めて登場した概念である。第2次大戦後のニュルンベルクや東京の国際軍事裁判所、旧ユーゴ国際刑事裁判所等のアドホックな国際法廷において処罰対象とされ、既に慣習国際法化したものとみなされている。しかし、これまで人道に対する犯罪を規定した条約はなく、ICC規程は、条約として初めてその定義を行った点で注目されている。

規程では、人道に対する犯罪とは「文民たる住民に対する攻撃であって広範又は組織的なものの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行う行為」とされ、具体的形態として、殺人、絶滅させる行為、奴隷化、拷問、強姦等の性的暴力、人の強制失踪、アパルトヘイトなどの11の行為を列挙している。

### ( ) 戦争犯罪(第8条)

ここでいう戦争犯罪は、狭義の戦争犯罪であり、軍隊構成員による交戦法規違反を中心として、古くから慣習国際法として認められてきた概念のものである<sup>3</sup>。

戦争犯罪については、多くの国際条約が結ばれているが、その主要なものとしては、1907年のハーグ諸条約、1949年のジュネーブ4条約及び1977年の2つのジュネーブ条約追加議定書がある。ICC規程は、基本的にこれら戦争犯罪に関する既存条約に依拠しつつ、対象犯罪たる戦争犯罪を規定しているが、すべてのものを取り込んでいないわけではない。例えば、化学兵器禁止条約の規制対象物質の一部及び生物兵器の使用は対象犯罪とされていない。これは、ローマ会議において、核兵器の使用を戦争犯罪の対象として含めるか否かにつき議論が紛糾し、核兵器について触れないことになった際に同じ大量破壊兵器として一括して除外されたためである。他方、自然環境への深刻な影響を与える戦闘行為等、今まで戦争犯罪と認識されていなかった行為を対象犯罪としているものもある。

ローマ会議においては、戦争犯罪について、前述の大量破壊兵器の取扱いの問題のほか、内戦等の国際的性質を有しない武力紛争をどこまで対象とするのか、ICCが管轄すべき犯罪の重大性の基準をどのように規定するのか等、交渉が難航した課題が幾つかあった。

#### ( ) 侵略犯罪

前述のとおり、侵略犯罪に関してはローマ会議で合意が得られず、規程第5条1に犯罪類型として記載されたものの、規程発効の7年後(2009年)に開かれる規程見直しの検討会議(第123条)で定義や管轄権行使の条件が定められるまで、ICCの管轄権は行使されないこととなった(第5条2)。

侵略犯罪に関して最も問題となったのは、ICCと国連安保理との関係である。安保理は、国際の平和と安全の維持に主要な責任を持つ機関として、国連憲章第39条に基づき、侵略行為の存在を認定し必要な強制措置を採る権限を持つ。ICCが侵略犯罪により個人を裁く場合、定められた犯罪構成要件に従って司法的判断を下すこととなるが、両機関の判定が一致する保証は必ずしもない。そこで、司法の独立の観点からは、ICCは安保理の行動に影響されることなく独自の判断を下すべきとの主張がなされた。これに対しては、国家の責任か国家指導者たる個人の責任かの違いはあるにせよ、問題とされるのは侵略という一つの行為であるので、ICCが安保理と異なる判断を行うことは、侵略行為の認定を安保理だけに委ねた国連憲章の趣旨に反するとの強力な反対意見があった。

#### (3) 管轄権

##### ( ) 時間的・人的管轄権

ICCの管轄権は、規程の発効後(2002年7月1日以降)に犯された犯罪のみを対象とし(第11条1) それ以前に行われた犯罪行為には及ばない(第24条1)。事後法(犯罪が行われた後に作られた法律)に基づいて裁判を行うことは国際的に認められた刑事法の基本原則に反するからである。

また、ICCの人的管轄権は自然人(犯罪実行時に18歳以上の者に限る)にのみ適用され(第26条) 法人等には及ばないこととされた。

##### ( ) 管轄権行使の前提条件

各国は、規程の締約国になった時点で、ICCがその対象犯罪について管轄権を行使することを受諾するものとされた(第12条1)。この仕組みは、「自動的管轄権」と呼ばれ、実際に犯罪が行われたと疑われる事案が発生した場合、ICCによる管轄権行使について締約国である関係国の同意をその都度取り付ける必要はない。

関係国の中に非締約国が含まれる場合にICCが管轄権を行使できるかということが問題になるが、この点については、犯罪行為の実行地国又は犯罪の被疑者の国籍国のいずれかが規程の締約国であれば、ICCは当該犯罪に関し管轄権を及ぼすことができる(第12条2)。さらに、このどちらも締約国でない場合には、いずれかの国がICCの管轄権行使を受諾した場合にICCの管轄権が成立する(第12条3)。

##### ( ) 管轄権の行使

以上の前提を置いた上で、個別の犯罪について、ICCが管轄権を行使できるのは、締約国が事態<sup>4</sup>をICCの検察官に付託した場合、ICCの検察官が、予審裁判部の承認を得た上で、自らの職権で捜査を開始する場合である。さらに、国連安保理が国連憲章第7章に基づいて行動し、事態をICCの検察官に付託する場合には、犯罪の実行地国及

び被疑者の国籍国のいずれもが締約国でなく、またそれらの国がICCによる管轄権行使を受諾していない場合でも、ICCは管轄権を行使できる（第13条～第15条）

現在、ICCに付託されている事態は4件あり、いずれもアフリカにおける武力紛争の際の犯罪行為に関するものであるが、コンゴ、ウガンダ、中央アフリカ共和国の3件は締約国であるそれぞれの国が自ら付託したの事例であり、非締約国であるスーダンにおけるダルフール紛争の事態は、国連安保理の決議により付託されたの事例である。

また、国連安保理がICCの捜査・訴追の停止を求めたときは、ICCは1年間これを停止する義務を負うこととされている（第16条）

（ ）受理許容性の問題（補完性の原則）

ICCが有する管轄権は、各国の刑事裁判権を補完するものとされ（前文、第1条）対象犯罪に関する被疑者を関係国の国内裁判所が捜査・訴追する意思又は能力を持たない場合に限り、ICCは当該事件を受審することができる。つまり、ICCは、主権国家の上位にあって、国家の刑事裁判権に優先したり、それに取って代わったりするものではない。これは「補完性の原則」と呼ばれている。具体的には、規程第17条にICCによる事件の受理許容性の問題として規定されており、管轄権を有する国が既に捜査又は訴追を行っている場合やICCによる新たな措置を正当化する十分な重大性を有しない場合などにおいては、ICCは事件を受審しないとされている（以上のICCの管轄権に関する説明をまとめたものとして図1参照）

（図1）国際刑事裁判所（ICC）が管轄権を有する犯罪（規程第5条1）



（出所）外務省資料

#### (4) ICCの組織

ICCは、ICC全体の適正な運営に責任を持つ裁判所長会議、裁判を担当する裁判部(上訴裁判部門、第一審裁判部門、予審裁判部門)、捜査・訴追を行う検察局、非訴訟部門の行政管理を行う書記局の4つの機関から構成される(第34条~第52条)。

裁判官は18人から成り、締約国会議において、刑事法と国際法の専門家がそれぞれ別々に選出される(任期9年・再任不可)。裁判官の互選により裁判所長及び2名の裁判所次長が選ばれて裁判所長会議を構成する。また、裁判官は、上訴裁判部門、第一審裁判部門、予審裁判部門のいずれかに配属され、それぞれ上訴裁判部、第一審裁判部、予審裁判部の法廷を担当する。

ICCの中で独立した部局としての検察局は、検察官及び次席検察官並びにスタッフから成るが、検察官及び次席検察官は、裁判官と同様に締約国会議によって選出されることとなっており、その他にも検察官等の公正な職務遂行を担保する措置が定められている。

#### (5) 刑事手続

被疑者の身柄の確保については、予審裁判部が検察官の請求により、逮捕状又は召喚状を発布する。逮捕状の執行、被疑者の裁判所への引渡しは締約国の協力によって行われるが、司法制度が有効に機能していない締約国においては、検察官が予審裁判部の許可を得て、現地に赴いて捜査を行い、直接、逮捕状を執行することができる。被疑者が裁判所に引渡されると、予審裁判部は起訴事実確認の手続を行い、確認されると、第一審裁判部での公判が開始される。このように予審裁判部が、検察官による職権捜査開始の許可、逮捕状等の発布、起訴事実の確認等を通じて、検察官の捜査をコントロールする仕組みになっており、ICCの刑事手続における特徴的な点とされている(第53条~第61条等)。

公判は原則公開とされ、公平・迅速な裁判が保障される。被疑者、被告人に対しては、捜査・公判を通じて種々の権利保障があり、犯罪被害者に対しては、身体的・精神的保護、プライバシーの保護、意見陳述の機会の保障、有罪判決の場合の被害者への賠償命令等、手厚い配慮が可能となる制度が規定されている(第62条~第69条)。

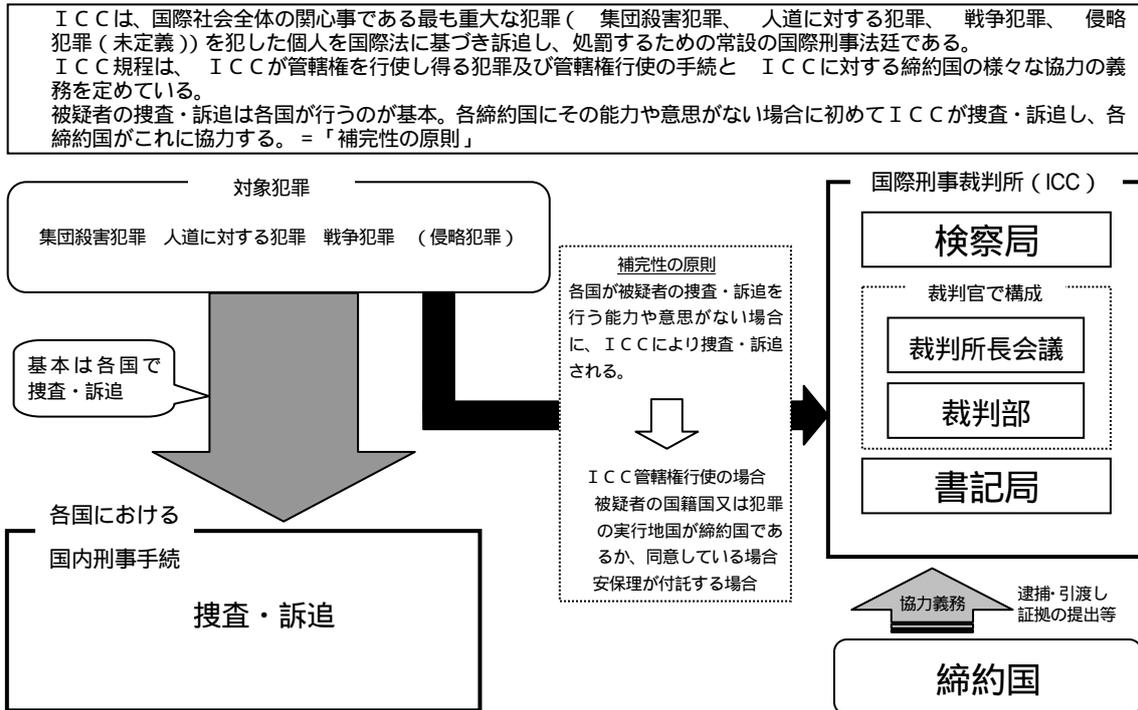
ICCは、刑事手続の過程における偽証、証拠隠滅等、ICCにおける裁判の運営を害する犯罪について管轄権を有するとし、その訴訟手続の詳細は規則で定めるとしている。また、締約国は、ICCにおける裁判の運営を害する犯罪に関し、自国の国内法で同犯罪を処罰できるようにすることが求められている(第70条)。

判決で科すことのできる刑罰は、30年を超えない年数の拘禁刑が原則であるが、「犯罪の極度の重大性と犯罪者の個別事情によって正当化される場合」には終身拘禁刑を科することもできる。また、拘禁刑に加えて罰金、資産の没収を命ずることもできる(第77条)。

ICCは二審制を採用し、一審判決に対しては、検察官と有罪判決を受けた者による上訴が認められ、また、再審の制度もある(第81条~第85条)。

刑の執行については、刑の執行を受諾している締約国の中からICCが執行国を指定することとなっている。そのような締約国がない場合には、ICCの所在地国であるオランダの受刑施設において行われる(第103条)。なお、現在までのところ、刑の執行を受諾している締約国はない。

( 図 2 ) I C C 規程の概要



( 出所 ) 外務省資料

### ( 6 ) 国際協力と司法援助

I C C が有効に裁判を行うためには、締約国の領域内に所在する人、物、証拠などを裁判の行われる場所に受け入れなければならない。そのため、規程は、締約国に対し、I C C の管轄権の範囲内にある犯罪について I C C が行う捜査・訴追に対する協力義務を定めており ( 第 86 条 )、締約国は、逮捕、引渡し及び証拠の提出を始めとする I C C への協力を可能にするため必要な国内手続を確保することが求められている ( 第 88 条 ~ 第 102 条 )。

## 3 . 我が国の対応

### ( 1 ) 経緯

我が国は、I C C 設立について協議したローマ会議において、副議長国の一つとなり、交渉過程においても、管轄権の問題をめぐって交渉が難航した際、「締約国になるに当たり、戦争犯罪について、自国民が被疑者であるか自国で行われた場合には、7年間に限り I C C の管轄権を受諾しない旨宣言できる」との経過規定 ( 規程第 124 条 ) を提案して規程に盛り込ませるなど、交渉妥結に向けて重要な役割を果たしたとされる。

そして、ローマ会議における I C C 規程の採択 ( 1998 年 7 月 17 日 ) に当たっても賛成票を投じたが、国内法との整合性について検討を要するなどの理由から、署名期間内に署名せず、規程発効 ( 2002 年 7 月 1 日 ) 後もこれまで締結を見合わせてきた。

なお、我が国は I C C 規程には署名しなかったが、規程と同じ日に採択された「I C C 設立に関する国際連合全権外交使節会議の最終文書」に署名しているため、規程第 112 条 1 の規定に基づき、締約国会議にはオブザーバーとして参加している。

## (2) ICC 規程の締約国が負うこととなる義務

ICC 規程の締約国が負うこととなる義務は、ICC への協力(逮捕、引渡し、証拠の提供等)について国内法で担保すること、ICC における裁判の運営を害する犯罪(偽証、証拠隠滅等)に関し、自国の国内法でも同犯罪を処罰できるようにすること、分担金を支払うことである。

なお、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪等の ICC が管轄権を有する「重大犯罪」については、補完性の原則により、被疑者の捜査・訴追は各締約国が行うことが基本とされているが、それができない場合には ICC が捜査・訴追し、各締約国がこれに協力することとなっている。このような考えから、ICC 規程においては、締約国に当該犯罪のすべてを国内で処罰できるように法整備することは義務付けられていない。

しかし、カナダ、イギリス、ドイツ、オランダ、スイスなどは、規程の締結に際して、締約国の義務である ICC への協力等に関する法整備を行うだけでなく、重大犯罪を国内法で処罰することも含めて立法措置を行っている<sup>5</sup>。また、既存の国内法のままで重大犯罪をほぼ処罰できている国もある。特に規程の締約国となっているヨーロッパ等の先進民主主義国のほとんどは、重大犯罪について、自国で発生し又は自国民が被疑者となる場合においては、ICC に管轄権を行使させるまでもなく、自国で処罰できるよう国内法が整備されているようである。政府は、我が国も重大犯罪のほとんどは既存の国内法で処罰できるが、理論上は ICC 規程と国内法との間に「法の隙間」が生じる場合があるので、それがどのような影響を及ぼすのか関係省庁間で検討を要したと説明している。

## (3) 国内法制の検討

### ( ) 「重大犯罪」への対応

我が国は、1998 年の ICC 規程採択時には、戦争犯罪を処罰する法制が整備されていなかったが、その後、武力攻撃事態対処法制として、ジュネーブ諸条約等の国内実施のための法整備が行われたことから、戦争犯罪については国内法でほぼ処罰できることとなった。

しかし、政府は、重大犯罪に関し、その他にも国内法との関係を十分検討する必要があるとの見解を示し、具体的な検討事項として、集団殺害犯罪や人道に対する犯罪について現行の刑罰法規以外に新たな罰則を定める必要があるのか、例えば、集団殺害犯罪の扇動の罪(規程第 25 条 3 (e)) をどのように考えるのか、ICC 規程の対象犯罪は我が国と異なり時効が適用されないが(規程第 29 条)が、そのことがどのような影響をもたらすのか、部下が重大犯罪を犯した場合の上官責任の規定(規程第 28 条)について、国内法上どのように考えるのかなどの例を挙げていた<sup>6</sup>。

そして、今回、ICC 規程の国会提出に当たって、政府は、検討の結果として、重大犯罪に関する部分については、新たな立法措置は不要であるとの見解を示した。麻生外相は、衆議院本会議において、「ICC 規程の対象犯罪は国内法ですべて処罰できるのか」「ICC によって日本人が訴追される可能性はないのか」との質疑を受け、「ICC 規程においては、集団殺害犯罪などの対象犯罪を各締約国が犯罪化することは義務付けられていないが、ほとんどの対象犯罪が、現行国内法において、殺人罪、傷害罪、逮捕監禁罪等として処罰が可能である。なお、対象犯罪の一部について、我が国が処罰できない可能性は理論上はあり得るが、ICC が実際に管轄権を行使するのは十分な重大性を有する事案のみであるため、そうした可能性は実際には想定できない<sup>7</sup>」と答弁した。

#### ( ) I C C への協力等の国内法整備 ( I C C 協力法案 )

政府は、I C C 規程を締結するに当たり我が国が負うこととなる国内法制面での義務として、I C C の運営に対する罪の創設、I C C の捜査・裁判に対する協力及び犯罪人の引渡しに関する手続の整備、I C C が命ずる罰金等の執行の協力に関する手続の整備などが必要であるとし、「そうした国内法整備の内容及び形式を検討中である」<sup>8</sup>と説明していた。

そして、今回、I C C 規程の国会提出に当たっては、国内法制を担保するため「I C C 協力法案」が同時に提出された。法案は、まず、I C C に協力するための手続規定の整備として、I C C に対する証拠の提供、受刑者証人等の移送等に関する規定の整備、I C C の財産権等の執行及び保全に関する規定の整備等が定められている。次に、I C C の運営を害する罪として、I C C の裁判に際して証拠隠滅、偽証、贈収賄等が行われた場合にそれを犯罪とし、処罰する規定が置かれている。

#### ( 4 ) 財政面の問題

法制面の他に、我が国がI C C 規程を締結するに当たっての課題は、締約国として支払う分担金の額であった。締約国の分担金については、国連の通常予算の分担率を基礎とすることとされていたが(規程第117条)国連のように分担率のシーリング(上限)(国連通常予算は22%)が適用されるかどうか明確でなかった。そのため、米国のI C C への加盟が見込まれない中、我が国がI C C に加盟した場合、相当の額の分担金を恒常的に支出することになり、財政上、大きな負担になることが懸念されていた<sup>9</sup>。そうした懸念を踏まえて、我が国は分担金に国連と同率のシーリングを適用するよう求めていたが、昨年11月23日から12月1日まで開催されたI C C 締約国会議において、22%のシーリングの適用が確認されたことから、財政面における規程締結の条件が整った。

なお、同締約国会議で了承された2007年度I C C 予算(会計年度は暦年)は約8,900万ユーロ(約130億円)である。政府は、本年10月にI C C に加盟することを前提として、平成19(2007)年度一般会計予算に2007年度分のI C C 分担金として約7.2億円(22%の分担率で10月から12月までの3月分)を計上している。2008年度以降は、平年度化されるので、毎年約30億円程度の支出が見込まれることとなる。

#### 4 . 今後の課題 ( むすびに代えて )

麻生外相は、我が国がI C C 規程を締結することの意義について、「I C C 加盟により重大犯罪を犯した個人の不処罰を許さないとの我が国の決意を明確に示し、これら犯罪を犯した個人を処罰するための包囲網の一翼を担うことになる」との認識を示した上で、「国際社会における重大な犯罪行為の撲滅・予防及び『法の支配』の徹底に寄与するとの見地から極めて有意義である」との考えを表明している<sup>10</sup>。

I C C は、本年2月現在で104か国が加盟し、アフリカにおける3つの事態で捜査が進行し<sup>11</sup>、初の公判が年内に開始される予定となっているなど、活動が本格化しつつある。我が国は、I C C に加盟した後は、国際社会における「法の支配」の普遍化に向けて積極的な役割を果たしていくことが必要であろう。そうした観点から、今後の課題について幾つか指摘したい。

まず、人的貢献の必要性である。現状では、I C C においてアジア出身の裁判官は2名しかおらず、政府は2009年に予定されている裁判官選挙において邦人の裁判官を選出させ

たいとの意向を示している<sup>12</sup>。我が国は、分担金の 22%を負担し、財政面で最大拠出国として ICC を支えていくこととなるが、ICC に邦人の裁判官や職員を送り込むなど人的貢献も果たしていくため、人材の発掘等に積極的に取り組んでいく必要がある。

また、未加盟国に対する働き掛けも重要と考える。現在、国連安保理常任理事国 5 か国のうち、加盟しているのは英仏のみであり、米国、ロシア、中国は未加盟である。ICC と国連は密接な関係にあり、加えて安保理が ICC に対する事態の付託権限や捜査の停止権限を持っていることを考えると、ICC が常任理事国のうち 2 か国の支持しか得ていないことは問題である。また、世界人口の 6 割を占めるアジアからの加盟国が非常に少ないことも、現在、ICC 内部において最大の懸案の一つになっている。ICC の活動の普遍性を高めていくためにも、我が国は、こうした国々への加盟に向けての働き掛けを積極的に行っていくべきであろう。

最後に、2009 年に予定されている ICC 規程見直しの検討会議のことにも触れておきたい。検討会議では、現在、定義の定まっていない侵略犯罪について、その定義や管轄権行使の在り方を議論することが予定されている。また、ローマ会議において戦争犯罪としての位置付けが合意されなかった核兵器等の大量破壊兵器使用の問題をいかに取り扱うのか、さらには、2001 年の米同時多発テロを受けて、テロとの闘いが国際社会のキーワードとなっている中、テロリズムを ICC の対象犯罪に加えるのかといったことなどが議論される可能性がある。このような問題に我が国はどのように対応するのか、2009 年に向けて今日から議論を深めていく必要がある。

#### 【主な参考文献等】

- 伊藤哲朗「国際刑事裁判所の設立とその意義」『レファレンス』(2003.5)  
長嶺安政「国際刑事裁判所規程の成立」『ジュリスト』No.1146 (1998.12.1)  
真山全「国際刑事裁判所の対象犯罪」『ジュリスト』No.1146 (1998.12.1)  
ICC ホームページ (<http://www.icc-cpi.int/home.html>)

<sup>1</sup> 中内康夫「国際刑事裁判所 (ICC) とは何か」『立法と調査』第 265 号 (2007.3.2)

<sup>2</sup> 旧ユーゴスラビア紛争の際に発生した大量虐殺行為等の犯罪を裁くため、1993 年に国連安保理決議に基づき設置されたアドホックな国際法廷である。

<sup>3</sup> これに対して、広義の戦争犯罪に含められるものとして、平和に対する犯罪又は侵略犯罪がある。これは、第 2 次世界大戦後の国際軍事裁判で初めて処罰の対象とされ、不正な戦争 (侵略戦争) を開始、指導した責任を問うものであり、狭義の戦争犯罪とは区別されている。

<sup>4</sup> ICC の扱う犯罪は、通常、組織的かつ大規模なものであり、多数の被疑者及び犯罪を含むため、規程上、そのような事件全体を事態 (situation) と呼び、個別の被疑者に関する個別の犯罪を事件 (case) と呼んで区別している。

<sup>5</sup> 松葉真美「国際刑事裁判所規程履行のための各国の国内法的措置」『レファレンス』(2004.5)

<sup>6</sup> 第 163 回国会衆議院法務委員会議録第 9 号 6 頁 (平 17.10.28)

<sup>7</sup> 第 166 回国会衆議院本会議録第 15 号未定稿 11 - 12 頁 (平 19.3.20)

<sup>8</sup> 第 164 回国会参議院外交防衛委員会議録第 21 号 2 頁 (平 18.6.1)

<sup>9</sup> 同上

<sup>10</sup> 第 166 回国会衆議院本会議録第 15 号未定稿 8 頁、13 頁 (平 19.3.20)

<sup>11</sup> ICC に付託されている 4 つの事態のうち中央アフリカ共和国の事態は捜査開始に至っていない。

<sup>12</sup> 第 165 回国会参議院予算委員会議録第 3 号 2 頁 (平 18.10.13)